

第11編 河川水質事故災害対策編

- 本編では、河川における有害物質等の大量流出による著しい水質の汚染等の水質事故災害に関する対策について記述するものである。

第1章 災害予防

第1節 水質事故災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 水質事故発生時において適切な対応を図るため、河川、海岸、道路、その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、防除活動に必要な資機材等の整備や円滑な情報伝達に資する機材の整備など、災害対策に万全を期すものとする。また、平常時より河川の巡視、河川水質の監視等強化を図るものとする。

第2 環境等に係る情報収集・整理

- 有害物質等の流出時における対応を総合的かつ効果的に実施するため、河川、港湾、海岸等に係る関係情報を収集し、適宜最新のものとして整理しておくものとする。

第3 防災拠点の確保・整備

- 防除活動に必要な資機材等を備蓄した防災拠点の確保に努めるものとする。
- 水質事故発生時に災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、海岸・港湾の防災拠点、都市公園、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第4 防災に関する広報・情報提供等

- 水質事故発生時において適切な判断及び行動に資するため、水質事故に関する情報を一般住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図るとともに、事故発生後の経過に応じて関係行政機関、関係地方公共団体等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、迅速かつ的確に広報活動を行えるよう広報に関するマニュアルを整備し、その運用を図るものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 水質事故発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底

するものとする。

- 水質事故発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性に鑑み、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 大規模水質事故発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方整備局は、初動体制に関するマニュアルを整備し適切な対応を行うものとする。
- 非常参集者の宿舎には、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 河川における水質事故は、一般住民からの通報により認知する場合が多いことから、河川水質の異常を発見した場合の連絡通報体制を確立し、連絡通報体制が実際に活用できるよう一般住民等への通報先の周知、協力要請を十分行っておくものとする。
- 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、防災情報の形式を標準化するとともに、情報の収集・伝達システムの I T 化に努めるものとする。

第 2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。
 - ・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用通信施設、移動無線電話システム、衛星通信システム及びヘリコプター画像伝送システムの整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
 - ・ 災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。
 - ・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
 - ・ 災害現地の情報収集を行うため、監視用テレビカメラ等を利用した映像伝送シス

テム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

- ・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。
- ・ 水質事故発生時に気象、海象条件の把握に寄与する総合河川情報システムの整備を図るものとする。
- ・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
- ・ 河川、道路、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

- ・ NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- ・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

第3 関係機関との連携

- 水質事故発生時における関係機関相互の協力体制を確立するため、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、必要な河川ごとに関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会等をあらかじめ設置し、水質事故発生時に即応できるよう協力体制を整えるものとする。

第4 応急復旧体制の整備

- 迅速かつ円滑な応急対策への備えとして、原因物質の究明、汚染状況の把握、被害の拡大防止対策を図るために必要な水質試験車、災害対策車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。
- 水質事故時の調査に必要な簡易分析計、調査用資材やオイルフェンス、オイルマット、中和処理剤等の応急対策用の資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。

- 緊急時の応急対策用の資機材の確保や防除活動等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定等を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供・調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 迅速かつ確実な応急対策を行うため、国土交通省が保有する機械について整備計画を策定するとともに、運用に関する規定を整備するものとする。また、各河川ごとに設置された水質汚濁防止連絡協議会等においても水質事故対策マニュアルを作成するものとする。
- 大規模な水質事故発生時における地方整備局等間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方整備局等はあらかじめ、地方整備局等間の応援に関するマニュアルを整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

第5 後方支援体制の整備

- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

第3節 災害、防災に関する研究等の推進

- 水質事故に素早く対応するためには、事故原因物質の特定を速やかに行うとともに、事故発生後においては、原因物質別に適切な応急対策技術を講じることが被害の拡大を防止する上で重要であることから、次のような研究を行うとともに、水質事故対策に反映させるものとする。
 - ・ 対象流域内に存する危険物の保管場所あるいは貯蔵場所及び河川への流出経路がわかるような流域情報システムに係わる研究及び技術開発
 - ・ 油や有害物質を検知する水質監視システムの開発
 - ・ 油や有害物質の流出時における効率的な処理技術の改善及び開発
 - ・ 流出・漂着物等の河川、海岸域等への影響の研究や効率的な回収技術の開発

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に係る職員の研修を強化するものとする。
- 職員に対して、災害発生時に適切な処置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第 2 防災知識の普及

- 防災知識の普及に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。
- 河川愛護月間、海岸愛護月間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民等に対し防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第 3 人材の育成

- 被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策等に資するため、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第 5 節 防災訓練

- 応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関等と連携し、総合防災訓練等を実施するものとする。
- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、参集途上での移動無線電話装置、実践的な訓練を実施するものとする。なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に 1 回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

水質事故発生時の状況を想定し、被害状況等に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、水質事故時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的な通信訓練を定期的に

実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方整備局等において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

水質事故発生時において、被害の拡大を防止するための応急対策や防除活動が事故状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

- 水質事故発生時において実施する関係機関等への情報伝達訓練の他、応急対策等が事故の状況に即応して円滑に実施されるよう訓練の実施又はその指導を行うものとする。なお、河川ごとに設置された水質汚濁防止連絡協議会等を通じ、関係行政機関等と連携して、水質事故訓練を定期的に行うものとする。
- 訓練後には評価を行い、次年度以降の課題等を明らかにして、訓練の充実を図るものとする。

第 6 節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 水質事故が発生した場合、被害情報を迅速に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め、多くの情報を効果的な連絡手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害情報等の把握、連絡

- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は概括的被害情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- 本省内各局は、地方支分部局、都道府県、公団等より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。
- 非常本部等は、所管事務の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。
- 非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ、内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。
- 非常本部等は、関係省庁の被害状況・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。
- 応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 非常本部等または本省内各局は、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行う要員を派遣するものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(2) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

- 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、Ku-SAT、CCTV等を活用して、所管施設および周辺の被害情報を迅速に収集するものとする。
- 水質事故により甚大な被害が発生した場合、非常本部等は、維持管理を行う地方整備

局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、非常本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

- 水質事故により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨非常本部等に要請するものとする。非常本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局に対し、出動を指示するものとする。
- 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。
- ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。
- 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信施設等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用通信施設等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する基準等によるものとする。
 - ・ 移動無線電話システム、衛星通信システム等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第2節 活動体制の確立

- 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める国土交通省災害関係非常参集要領によるものとする。
- 地方整備局等は、地方整備局等防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。
- 水質事故への対応について必要な対策を適切に実施するため、対応体制及び関係行政機関、地方公共団体等との協力体制の整備を図るものとする。

- 地方整備局は、状況に応じ、被災地方整備局に対して人的、物的な応援を各地方整備局がそれぞれ作成する地方整備局間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する地方整備局等の災害応援については、地域防災計画及び水質事故対策マニュアル等に基づき速やかに実施するものとする。

第3節 政府本部への対応等

第1 関係省庁連絡会議

- 大規模な水質事故発生時に、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第2 政府本部

- 非常災害対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- 非常災害現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整を行うものとする。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第4節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 大規模な水質事故発生時に、流出物の付着等により河川管理施設及び流出先の海岸保全施設等の操作等に影響を及ぼす恐れがある場合には、パトロールの実施等により状況の把握に努めるとともに、施設の操作等に支障がないよう必要に応じて施設の緊急点検を実施するものとする。

第5節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 防除活動を円滑に行うため、主要な防除用資機材を緊急に迅速に調達し得るよう措置するものとする。
- 防除用資機材の効率的な利用を図るため、関係行政機関等との緊密な連絡を保つものとする。
- 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達等について要請等を行うものとする。

- 国土交通省の保有する資機材等については、防除活動をするものに対して、必要に応じ、貸付等を行うものとする。

第6節 有害物質等流出時における応急対策の実施

- 地方整備局等は、油等が海岸に漂着した場合には、被害の拡大防止を図るため、直ちに関係機関と協力の上、防除活動を実施するものとする。
- 地方整備局等は、有害物質等が河川等に大量流出し、原因者側の対応が不十分な場合又は原因者が不明な場合は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、事故原因の把握、有害物質等の拡大を防止するための適切な措置を講じるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会等を活用し、迅速に対応するものとする。
- 応急対策を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、有害物質等の拡散を最小限に抑える措置を講じるものとする。

第7節 災害発生時における道路交通の確保等

- 道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な流出・漂着物等の除去等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第8節 地方公共団体等への支援

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な水質事故が発生した場合、または発生のある恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、流出・漂着油等防除用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。
- 流出・漂着油等の防除方策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは外部の専門家の派遣を行うものとする。

第9節 災害発生時における広報

- 水質事故が発生した場合には、新聞等報道機関を通じ、広く一般住民に情報提供する

よう努めるものとする。

- 地方整備局等は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 10 節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備するものとする。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。